



子どもの歯を守る むし歯ゼロのお友だち



令和3年8月4日に行われた3歳6カ月児健診で、むし歯のなかったお友だちを紹介します。

問／福祉事務所子育て支援係
☎72-1123 (内線508)



ハッピー スマイル

黒木 千颯くん
(令和2年9月21日生)

黒木 亮太さん・麻里乃さんの長男(都井地区・迫)

好き嫌いもなくよく食べよく遊びます。兄弟ケンカをすることもありますが、お姉ちゃんが大好きでまねっこをします。リズムが鳴ると体を揺らして踊るのが大好きです。これからも好きなものをたくさん見つけて、たくさん笑って過ごしてほしいです。



鈴木 陵太くん
(寺里)



山口 瑚珀くん
(上小路)



今村 心海ちゃん
(鍛冶屋)



土工 楓愛ちゃん
(上小路)



田中 颯真くん
(西郡元)



谷口 維心くん
(上町)



黒原 加恵ちゃん
(天神)



黒原 彩愛ちゃん
(屋治)



奥浦 羽南ちゃん
(古川)

子育て INFO

『子育て中のお悩み相談室』

育児に追われている中で、お子さんへ「ちゃんとしなさい」などと漠然とした指示を出したり、複数のことを1度に指示しがちではないでしょうか。「ちゃんと〇〇しなさい」や「きちんと〇〇しなきゃダメでしょう」などと、ついつい口にしてしまいがちですが、こうした言葉かけは指示が漠然としていて、お子さんには分かりにくいのです。片付けの場合なら、「積み木、箱に入れようね」と、片付ける箱を示しながら具体的に指示を出せば、子どもは行動に移しやすくなります。また、「片付けして、手を洗って、ごはんを食べるよ」のような言葉かけは、指示の内容が複数なので、何をしたらいいか分からない子どもも多いです。大人だって目の前にやらなければならないことがたくさんあると、何から手をつけていいのか混乱することがありますね。子どもの行動に合わせてひとつずつ順番に、できるだけ具体的なやり方を示してあげることが、分かりやすい指示の出し方のポイントです。

『子ども予防接種』

●麻しん風しんワクチン

- 第1期 生後12カ月から生後24カ月までの間にある子ども
- 第2期 5歳以上7歳未満の年長児にある子ども(無料接種期間は3月末までです。未接種の方はお早めに！)

●子宮頸がん予防ワクチン

子宮頸がん予防ワクチンは定期予防接種です(無料)
●接種対象者：小学6年生から高校1年生の女子
接種希望の方は福祉事務所子育て支援係にてあらかじめ説明を受け、かかりつけ医にてご接種ください。



子育て支援情報

障がい児通所 支援サービスのご紹介

発達などに困り感があったり、身体的に障がいのある児童などが利用できるサービスをご紹介します。

サービス利用までの流れ

①相談・申請

福祉事務所自立支援係または相談支援事業所に相談します。

②調査

調査員が対象となる児童、保護者と面接し、心身の状況や生活環境などについて調査を行います。

③サービス利用計画案の作成

相談支援事業者がサービス利用に関する計画案を作成し、提出します。

④支給決定

サービス利用計画案や申請内容などをもとに、サービスの支給量や有効期間などが決定され、「障害児通所支援受給者証」が交付されます。

⑤事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

⑥サービス利用開始

受給者証を提示してサービス利用を開始し、原則として利用者自己負担額(1割)を事業者に支払います。

⑦サービス利用の見直し

相談支援事業者が、定期的にサービスが適切かどうかモニタリングを行います。また、支給決定された有効期間の満期がくると、継続してサービスを利用するか見直しを行います。

【サービス費用】

原則として1割負担となります。ただし、本人(世帯)の所得状況に応じて自己負担額に上限が設けられています。
※満3歳になった後、3年間は、児童発達支援などの自己負担額が無償となっています。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

【その他】

各種手当や福祉用具購入助成なども行っています。詳しくは福祉事務所自立支援係へお問い合わせください。

【障がい児通所支援サービス】

●児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

●放課後等デイサービス

就学中の障がい児に、放課後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

●保育所等訪問支援

保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

●短期入所

児童福祉施設などへ短期間の入所をし、入浴、排せつおよび食事その他の必要な支援を行います。

●障がい児相談支援

さまざまな相談に応じ、また、障がい児通所支援サービスを利用する際の計画を作成し、サービス利用をサポートします。

【対象者】

次のいずれかの要件を満たす18歳未満の児童が対象となります。
①身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの児童
②特別児童扶養手当などを受給中の児童
③医師の診断により、サービスの利用が必要とされる児童

【申請に必要なもの】

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のうち交付を受けているもの
※いずれも交付を受けていない場合、医師の診断書などが必要になります。



問／福祉事務所自立支援係 ☎72-1123 (内線502)